

令和元年

第25回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年3月27日（金）

伊勢原市農業委員会

第25回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日（金） 午前9時50分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 越地 進
杉本 和彦

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者

小瀬村 正宣（事務局長）
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔

9 傍聴者 0名

10 審議内容 （開会 午前9時50分）

[事務局長] 時間になりましたので、第25回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、いらっしゃいません。出席委員10名で定足数に達しておりますので、第25回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、お願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第25回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、2番・越地 進 委員と3番・杉本 和彦 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案7件の計13件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が6件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年6月26日。市内西富岡にお住まいの方が、西富岡字経西原の農地2筆、同字大入の農地6筆、同字後谷戸の農地4筆、同字北実蒔原の農地1筆、同字南実蒔原の農地1筆、同字中島の農地1筆、日向字下ノ原の農地3筆、合計18筆、面積11,797㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年2月18日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成30年5月21日。市内子易にお住まいの方が、子易字スワウラの農地9筆、同字白ハツの農地2筆、同字上ノ畑の農地3筆、合計14筆、面積7,109㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年2月13日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、令和元年10月18日。市内上谷にお住まいの方が、下槽屋字長尾縄の農地3筆、同字又口の農地8筆、上谷字長大縄の農地4筆、同字前田の農地5筆、同字島合の農地6筆、同字反町の農地3筆、同字下西川の農地1筆、同字上西川の農地5筆、下谷字筒川の農地6筆、合計41筆、面積18,539㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年2月13日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、平成30年8月18日。川崎市にお住まいの方が、子易字スワウラの農地1筆、面積456㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年2月12日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、令和元年6月30日。市内西富岡にお住まいの方が、上粕屋字一ノ郷下の農地1筆、西富岡字外堀の農地1筆、同字経西原の農地6筆、同字中島の農地8筆、同字鎧塚の農地4筆、日向字西新田の農地3筆、合計24筆、面積18,593.98㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年3月6日です。

次に、報告第1号の6です。相続日は、平成30年12月11日。川崎市にお住まいの方が、下谷字下中才の農地3筆、合計面積4,371㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年3月9日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が6件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議長] 無いようですので、本件は報告事項でございますので、次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出

です。

今回は、12件、19筆、面積5,704㎡の届出がございました。地区は伊勢原地区で2件、2筆、368㎡、成瀬地区で10件、17筆、5,336㎡になります。転用目的は個人住宅が5件、建築資材加工工場等の敷地が7件となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の所有権を伴う土地の移動が12件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。今回、伊勢原地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。説明に入ります前に、訂正がございますので、議案書の差し替えをお願いいたします。

はじめに、報告第3号の1、申請人は市内池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年2月18日。対象農地の明細は、15頁から17頁です。池端字下中澤に1筆、同字宮下に5筆、同字東池田に4筆、同字五反地に3筆、下糟屋字塚越に1筆、沼目字砂田に4筆、同字澤尻に4筆、沼目1丁目に2筆、合計24筆面積は13,975㎡です。3月4日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、3月4日付けで先決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の2、申請人は市内下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年2月20日。対象農地の明細は、18頁から21頁です。下谷字前河内に2筆、同字高澤に19筆、同字神明に1筆、同字上中才に6筆、同字中才に2筆、合計30筆、面積は17,595㎡です。3月4日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、3月4日付けで先決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予を受けている方から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出され、専決処分で処理をしたという内容でございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号、農地造成工事届出書について。報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、比々多地区で2件の届出がありました。

はじめに、報告第4号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び計画平面図等をご覧ください。届出場所は、笠窪字大下の農地1筆、造成面積は970㎡です。盛土量は、776㎡です。届出人は、市内善波にお住まいの方で、施工者も届出人の方です。施工内容は、水路から50cm後退し、最大盛り土高は1m未満で、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、伊勢原市内から耕作に適した土を運搬します。届出日は令和2年3月5日、工期は令和2年4月1日から令和2年5月31日までです。盛土した後はジャガイモを作付けする予定です。

次に報告第5号の2、図面番号は2番です。あわせて、公図及び計画平面図等をご覧ください。届出場所は、串橋字砂田の田・1筆、造成面積は568㎡です。盛土量は、450㎡です。届出人は、市内三ノ宮にお住まいの方で、施工者も届出人の方です。施工内容は、水路から30cm離し、最大盛り土高は1m未満で周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、下層には厚木市内の建設工事現場により発生した土を、上層30cmは赤土を被せます。盛土した後は、里芋を作付けする予定です。届出日は令和2年3月4日、工期は令和2年4月1日から令和2年5月20日までです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地造成工事の届出が2件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 伊勢原市農地造成指導要領第5条によると議案書にありますが、これまで、こうした記載が無かったように記憶しているのですが、要領ですと法令では無いので、単なる取扱い基準だと思います。それに基づいて届出がされたということですが、一般的に馴染まないのではないのでしょうか。伊勢原市には、条例がありますよね。土地の埋立て等に関する条例がありますよね。県の基準以下なので、だから届出で良いと思うのです。先日、部会の中で、ちゃんと作った伊勢原市農地造成指導要領があり基準がありますよね。それに沿って届出をさせるために、要領に基づいて提出しなさいというのは、市民から言いますと「事務方の処理要領に基づいて何故出さなければいけないのか」ということもありますので。なぜ、議案書に伊勢原市農地造成指導要領によると記載したのですか。

[事務局] 報告や議案において、何らかの根拠法令を記載した方が良いかと。法定外業務になってしまいますが、ひとつの「より所」として記載をいたしました。委員さん御指摘のとおり、これまでどおり、「農地造成の届出が出されたので報告します」とさせていただければと思います。

[A 委員] 部会での協議事項の中に、農地造成の関係があります。他市のものも資料としていただきました。要領に基づいて出されたということであれば、運用基準上の問題だから、違反だとか無いのですが。先ほどの条例と関係があるのかどうか、お聞きしました。あと、図面関係で、要領に基づくと厳しいことが書かれているわけですよね。ただ、この平面図を見ると寸法も入っていない。面積も、本当に合っているのかどうか。1,000㎡を越えてしまうと許可になってしまいますよね。進入路の記載をしなさいとか、水路管理者・道路管理者の許可を得なさいとか。だけど、断面図を見ても寸法も入っていない、境界が何処だか判らないわけです。そうしたものをチェックするために指導基準ができていようから。第5条の届出には、7つくらいの項目が記載されていて、それに沿っていないようなことがあったので。後日、第5条に照らして申請された内容について整理されているのかどうか、年度も替わりますし、新年度から、そうしたことが無いようにしていただきたいと思います。

[B 委員] 届出人と工事施工業者が同一の場合に、建設残土を入れて上に乗せると説明されてましたよね。どういふものを入れるかというチェック、有害物質が入っているとは限りませんが、農地造成指導要領には入っているかどうかだけ、確認させてください。業者さんの

話で埋めて、農地を造りますという形で畑化をすれば、田から通年使えるから便利になりますということで、埋め立てると思うのです。その時に植えるものが何かによって、その安全性といいたいでしょうか、農地を造っている、中に入っている、有害物質があるから、工事として適さなくなったら、何のための農地造成か判らなくなってしまう。ということで、届出人と施工業者が同一ということは、責任は土地の所有者しかなくて、業者は何を持ってきたって、施工業者といえますか、土地の所有者は判らないわけですよ。そういうことも確認しているのか、どういうものを持ってくるのか、難しいとは思いますが、そういう規定があるかどうかだけ、教えてください。

[事務局] 一つに、耕作に適した土を持ってきてもらわないと、その後、委員さんがお話のとおり耕作ができなくなってしまうということが懸念されます。農地転用、一時転用の場合ですと添付書類の中に搬入する土の土壌分析をなささいということになっています。農地造成につきましても、農家さんが造成をするのに、あまりお金をかけないでやれば良いのでは。転用までになってしまうと、お金もいっぱいかかってしまいます。ですから、ある一定程度の規模、面積が1,000㎡以下、盛土高が1.0m以下、耕作中断期間が3ヵ月という中で、書類を簡略化して許可では無く届出として。ある意味、農地法外ということです。昭和40年代から県の方でタイトル等も変わりましたが、平成12年に県から通知が出されています。耕作機械を所有している方もいられるでしょうし。土を持ってきてもらう、どういう土を持ってくるのか、注意をしていただかないと困ると思います。

[B委員] 通常、問題無い土であれば良いですが、是正命令が出る場合とかあるのですか。例えば、この土はダメとか。

[事務局] 産廃のようなものが入っているなら。でも、実際、持ってこないと判りませんよね。

[B委員] 一番心配しているのは、数年先になると、例えばアスベスト、石綿が捨てられるようになるって聞いたのですが。今までは特定の業者しか処分ができなかったものが、数年後には一般の人でも法律が変わって。そういうものが入ってしまうと、大変なことになってしまう。それを確認したかっただけなのですが。要するに、有害なものが含まれても判らない。農地だから、優良農地を保全したいという思いがあって。届出人と工事施工者が一体であれば指導できると思うのですが。この人がやるとは限らないので、指導要領の中に、どんな土を持ってくるのか、ということの規定しているのかどうかを聞いたかったのです。

[事務局] 届出書のかがみには、何処で発生した、どういう土なのかを記載していただきます。

[B委員] 判りました。

[議長] 他に、ございますでしょうか。

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規程による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回は、伊勢原地区で2件、高部屋地区で1件の届出がございました。内容は、伊勢原地区は賃借人死亡に伴い、返却するものです。高部屋地区は、農業公社を通じて転貸

しをしておりましたが、借り主にとって耕作に不適な土地であったため、返却するものになります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地の貸し借りの解約の申出があったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農業委員会規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第6号、「伊勢原市農業委員会規程の一部を改正する規程について。伊勢原市農業委員会の行政文書の処理につきましては、伊勢原市農業委員会規程第12条において、「伊勢原市農業委員会の行政文書の処理については、伊勢原市行政文書取扱規程の規定の例による」とされています。

今回、行政文書の適正な管理を図ることを目的に、「伊勢原市行政文書管理規則」が新たに制定され、また「伊勢原市行政文書取扱規程」が改正されることになりました。

「伊勢原市行政文書管理規則」が本年4月1日から施行されることに伴い、「伊勢原市農業委員会規程」の一部を改正するものです。内容といたしましては、文書管理システムによる電子決裁の導入、文書の保存期間について「永年」を無くし「30年」とすることや、保存期間の基準を新たに定めることなどがございます。なお、25頁の改正案のところ番号が空白となっております。文書法制課の決裁が完了しましたら番号の連絡が入りますので、番号を記載の上、農業委員会での決裁をとります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市の行政文書の取扱規程が改正されたということで、それに伴う改正という内容となっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回、比々多地区で2件、大田地区で1件あり、平塚税務署からの依頼です。

はじめに、議案第1号の1、整理簿番号H11A038。特例農地明細は、議案書の27頁です。対象者は市内白根にお住まいの方で、神戸字横町の農地1筆、串橋字竹ノ花の農地1筆、上粕屋字秋山下の農地1筆、合計3筆、面積2,973㎡を特例農地としております。3月16日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻、野菜

が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

次に、議案第1号の2、整理簿番号H11A031。特例農地明細は、議案書の28頁から29頁です。対象者は市内串橋にお住まいの方で、串橋字前田の農地2筆、同字下り道の農地3筆、同字佃の農地1筆、同字砂田の農地1筆、合計7筆、面積5,509㎡を特例農地としております。3月19日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻等が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

次に、議案第1号の3、整理簿番号H11A044。特例農地明細は、議案書の30頁から32頁です。対象者は市内下谷にお住まいの方で、下谷字前河内の農地2筆、同字八反地の農地14筆、同字筒川の農地2筆、合計18筆、面積7,358.53㎡を特例農地としております。3月18日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻、野菜が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第1号の1と2につきまして、「串橋地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 議案第1号の1につきましては、16日に事務局と見てまいりまして、適正に耕耘管理されて良好な状態でありました。
議案第1号の2につきましては、19日に事務局と見てまいりまして、適正に耕耘管理されておりましたので、よろしくお願いいたします。

[議長] 続きまして、議案第1号の3につきまして、「下谷地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 議案第1号の3ですが、先ほど事務局が説明したとおり、3月18日に事務局と一緒に全筆確認をしてまいりました。全筆、適正に耕耘管理され、特に問題になるような点はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第1号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。出願者は伊勢原地区の方で、生産緑地の場所は、図面番号3番になります。

生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが出来るとされており、その場合この証明の添付が必要となります。農業の主たる従事者は、出願者の母にあたります。申し出理由は、主たる従事者が平成30年12月22日に死亡したことによります。対象の生産緑地は、桜台5丁目の畑9筆、面積は3,232㎡です。3月5日に、地区担当農業委員さんと事務局で現地調査を行いました。対象農地については良好に管理されていることを確認いたしました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 今の事務局からの説明のとおりで、特に問題は無いと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は4番です。あわせて、公図、資料をご覧ください。申請地は西富岡字経西原の農地1筆、面積は3,428㎡です。譲渡人は市内西富岡にお住まいの方で、譲受人は伊勢原市です。今回、伊勢原市緑化推進事業に係る野菜や花卉等の栽培に使用するため申請します。農地の取得について、申請書類の審査では許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項第2号に該当しますが、添付資料のとおり同項ただし書きによる農地法施行令第2条第1項ロ号に該当するため、農地取得に問題はありません。令和2年3月11日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は野菜等が作付けされ適正に耕耘管理されておりました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 3月24日、地区担当役員と一緒に現地を確認しました。非常に、きれいに管理されておりまして、何ら問題は無いと思います。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農地法第4条第1項の規程による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。大田地区で1件の申請がありました。

議案第4号の1、図面番号は5番です。あわせて、公図、土地利用計画図等をご覧ください。申請地は小稲葉字仲西の農地2筆、面積622㎡を貸駐車場として転用するものです。申請人は、市内小稲葉にお住まいの方です。申請理由は、申請人は申請地から北側約60mの所に平成22年に相続より取得した親族が所有する土地を、合意のもと無償で管理し12台の貸駐車場を営んでいますが、昨年親族の都合で土地を売却することになり、引き続き利用者の駐車場を確保するため、今回転用申請をするものです。選定にあたっては、申請人が所有する土地は農用地や第1種農地で所有する農地の中で転用が可能な農地は申請地しかなく、契約者も現駐車場附近の会社や居住者で、また、新たに4台の賃借の要望もあり、面積的にも適しており、他に代替性がなく申請地としました。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き転圧をかけ、進入路部分はコンクリート敷きとします。敷地境にはネットフェンスを新設し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は浸透トレンチ管を設置し、敷地内で自然浸透処理とします。計画としては、周辺農地への影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中ですが、今後、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 3月22日に大田地区の農業委員と推進委員の4名で、現地を確認してまいりました。周りは住宅地となっております、その中にある農地でございます。周辺の人たちが利用する駐車場ということで、この農地を駐車場に転用するということです。周辺の方々が利用するということで、駐車場の転用はやむを得ないと思います。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第4号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、成瀬地区で2件の申請と、伊勢原地区で継続案件の1件です。

はじめに、議案第5号の1、図面番号は6番です。あわせて、公図、土地利用計画図、平面図をご覧ください。申請地は、小稲葉字大上の1筆、面積は495㎡です。今回、貸駐車場として転用するため申請します。借受人は市内石田に本社を置く搾油業を営む法人で、貸付人は小稲葉の方です。権利関係は、賃貸借権の設定です。申請理由は、借受人は、現在、申請地から北西の約65m程に工場を所有し、工場から50m程に従業員用の駐車場を他社と共同で借りていますが、所有者が駐車場に倉庫を建てるため立ち退くことになり、工場近くの移転が可能な土地を選定してところ、立地的にも現在の工場から徒歩1～2分と近く、面積等条件に合った代替地は他には無かったので、貸付人の承諾も得られ、今回の申請地としました。申請地の立地基準は、北側市道には水道管と雨水管が敷設され、また、申請地から500m以内に歌川公園や下落合公園の公共施設が2つ以上存在するため、第3種農地と判断されます。一般基準及び個別基準については、北側・西側は市道、南側・東側は農地です。敷地は、砂利敷きとし転圧処理をします。また、北側市道境には敷地の崩壊を防ぐため、矢板を設置します。雨水は自然浸透処理とします。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であり、位置的関係からも他の場所に代替性が無いので、転用もやむを得ないと判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第5号の2、図面番号は7番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、下落合字廣町の3筆、面積990㎡を新東名高速道路伊勢原東地区調整池整備工事により発生した残土の仮置き場として使用するため、一時転用をするものです。転用期間は、許可日から令和2年8月29日までです。権利関係は使用賃貸借権の設定です。申請人は横浜市中区に本店を置く建設業を営む法人で、貸付人は厚木市にお住まいの方です。申請理由は、調整池は高速道路高架橋の下に施工するため、施工箇所以外でも工事用道路やクレーン車置場になり、工事により発生した残土を仮置きするスペースがなく、工事区域外に用地を確保する必要になりました。申請場所は、工事区域に隣接し、施工管理上最適な場所といえます。南側は工業団地で、周囲には既に残土置き場として利用できる用地がなく、今回、地権者の協力が得られたので申請地としました。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地周囲に幅30cmの素掘りの側溝を設置し土砂等の流失を防ぎます。また、残土は側溝から50cm離し、29度の勾配で最大1.5mの高さに盛土し、約1,343㎥を仮置きします。なお、農地の復元は、貸付人の意向により、工事が完了後は高さ約67cmまで切土して残土を残し、畑として耕作が出来る状態にして返却します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第5号の3、図面番号は8番です。あわせて、公図、土地利用計画図等を

ご覧ください。本件は前回よりの継続審議案件となります。申請地は東大竹字入部の1筆、面積1,947㎡の一部、308.23㎡を分家住宅を建築するため転用するものです。権利関係は使用貸借権の設定です。申請内容につきましては、前回の総会で説明しましたとおりで、事業内容に変更はありませんので割愛させていただきます。本件については、前回の審議の中で御指摘・御意見がありました、転用区域の位置と申請地の分筆について御説明をいたします。まず、転用区域の位置についてですが、総会后、申請人の代理人に対し、転用区域を明確にしておくように再度依頼をしまして、3月16日に現地の草刈りを行い、道路後退位置の境界の仮木杭や転用区域の境界の仮木杭が確認できるようになりました。また、転用区域の分筆については、代理人に確認し、開発許可後に分筆申請をするとのことでした。以上になりますが、前回、御指摘・御意見をいただきました内容につきまして、整理・是正をし確認をいたしましたので、改めて御審議をお願いします。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第5号の1につきまして、「小稲葉地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 3月22日に現地を確認に行きました。この場所、図面番号6番を見ていただきますと、借受人の法人は申請地の左上にある会社で、従業員の駐車場を従来借りていたところが使えなくなったということがございます。それで、今回の対象地を駐車場として借りたいということで、申請が出たわけです。周辺を見ていただきましても、ほとんど会社が立地されておりまして、当然、残った農地が殆どありませんので、駐車場に転用するのもしやむを得ないのかなと思っております。そういう状況ですので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[議 長] 続きまして、議案第5号の2について、「下落合地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、残土で一時転用ということで、また元に戻して畑にするということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

[議 長] 続きまして、議案第5号の3について、「東大竹地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 22日に伊勢原の委員さん皆さんで見えまして、前回の時と全然変わって見えて、杭が赤く表示されておりまして、求積図と同じような形になっておりまして、また農家分家なので、特に問題は無いと思ひます。よろしくお願ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が完了しましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第5号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようでしたら、質疑を打ち切り採決をしたいと思ひます。議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こと

といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第5号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 特に問題無いのですが、一時転用ということで、その後、地権者の意向があつて70cm弱残すという手続きなのですが、こういう場合は、特に、この案件の中で行うので、農地造成的な手続きは省略するという事でよろしいのでしょうか、特に問題無いということで。

[事務局] はい、県の方に確認をしております。

[議 長] 他に、何か、ございませんか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第5号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 今回は、問題が無かったということですが、2枚目の図面で南側はセットバックする形ですが、東側は認定外の道路ということ。その道路から、寸法が入って無いから判りませんが3mくらい、今回の申請地まで農地が残っていますよね。農地の形態からすると、少し不自然かと思われるのですが、この農地、どうするのでしょうか。隣地との境が決まらなくて境界から離れている場合とかもありますけど。ただ、今回は道路ですから、敢えて残す理由って、ご存じでしたらお願いします。

[C 委員] 私たちも、そう思いましたが、現地で確認すると、ちょうど北側の所に広い土地があるのです。だから、そこへ繋ぐ道路ではないのかなと思ったのです。認定外道路の続きで、セットバックしたときに。そういう判断で良いかなと思いました。

[A 委員] ありがとうございます。

[議 長] 他に、何か、ございますか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、例月のとおり新規に受付けて開始するものと、その他に、前月同様に、今まで既に利用権の設定がされており、この4月30日で期間満了を迎えるために、引き続き更新の手続きをするものとの2種類があります。例月と比較しまして件数が多いのは、そのためです。

まず、議案書の37頁、番号の1番から、39頁、番号の5番までが新規分の受付です。そして、次の頁の40頁から56頁までが更新分として受付をしたものです。

新規分につきましては、総会で可決されますと4月1日付けで市長より公告されます。更新分につきましては、期間満了が4月30日ですので、5月1日に市長より公告されることとなります。

なお、更新分につきましては、判りやすいように、新たに番号を1番からふってあります。また、備考欄にそれがわかるように「更新」と表記をしてあります。

では、まず新規分の説明からさせていただきます。今回は、新規の届出分は5件ありました。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は、農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10a以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が、対象となります。今回の新規の届出の内容といたしましては、5件、17筆、12,568㎡ありました。内訳は、賃貸借は1件、1筆、面積1,521㎡。使用貸借権は4件、16筆、面積11,047㎡です。地区別の内訳といたしましては、伊勢原地区では2件、2筆、面積1,545㎡。権利の種類は、使用貸借権です。高部屋地区では1件、1筆、面積1,521㎡。権利の種類は、賃借権です。比々多地区では1件、11筆、面積7,292㎡。権利の種類は、使用貸借権です。成瀬地区は1件、3筆、面積2,210㎡。権利の種類は、使用貸借権となります。新規分は、以上の内容となります。

続きまして、更新分の説明をさせていただきます。議案書の40頁からが更新分です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、4月30日をもって期間満了を迎えます。継続して農業者に貸すのか、自分で耕作を開始するのか、地権者は選択をすることとなります。継続の場合は、地権者は所有者管理権限に基づいて、更新の書類を整えて農業委員会へ提出することとなります。今回、更新分の申出は37件ありました。内訳といたしまして、伊勢原地区で4件、6筆、面積3,570㎡。高部屋地区で9件、29筆、19,459㎡。比々多地区で14件、45筆、面積31,579㎡。成瀬地区で5件、8筆、面積5,725㎡。大田地区で5件、20筆、面積11,225.30㎡となっております。権利の内訳といたしましては、伊勢原地区で賃貸借が1件、使用貸借が3件。高部屋地区で賃貸借権が6件、使用貸借権が3件。比々多地区で賃貸借権が6件、使用貸借権が8件。成瀬地区で賃貸借権が3件、使用貸借権が2件。大田地区で賃貸借権が4件、使用貸借権が1件となっております。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。なお、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次、裁決を行うことといたします。

[議 長] はじめに、新規分についての審議に入ります。

[議 長] 議案第6号の1から3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいた

します。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第6号の1から3については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の1から3については、「出願のとおり承認する」といたします。

[議 長] 続きまして、議案第6号の4についての審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは審議に入ります。

[議 長] 議案第6号の4について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第6号の4については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の4については、「出願のとおり承認する」といたします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議 長] 続きまして、議案第6号の5について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第6号の5については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の5については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 続きまして、更新分についての審議に移ります。

[議 長] 議案第6号の1から14について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第6号の1から14については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の1から14については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 続きまして、議案第6号の15から25の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第6号の15から25について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第6号の15から25については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の15から25については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議 長] 続きまして、議案第6号の26から37について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第6号の26から37については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号の26から37については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第7号、令和3年度税制改正要望事項についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] この議案書は、本日、全員協議会にて報告したのになります。何かご意見等があった場合は3月4日までに御意見をいただくことになっておりましたが、特段ご意見等はありませんでした。そのため、体裁を少し変更させていただいておりますが、先月の全員協議会でお配りした内容を、今回、議案としてお諮りさせていただいております。修正点といたしましては、「2 固定資産税」の理由欄について、下線が引いてある箇所が修正点となり、主に表現方法等を修正しております。本議案は可決されますと、直接、県農業会議へ提出します。その後の流れといたしましては、本市同様に各市町から提出された要望事項を、県農業会議で取りまとめ、全国農業会議所に提出されます。全国農業会議所では、各都道府県農業会議の意見を取りまとめ、国に要望することとなります。

なお、令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望事項は、別途4月の全協及び総会にてお諮りさせていただく予定です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第7号について、何か御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第7号については、「原案のとおりとする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第7号については、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 以上を持ちまして、第25回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、4月27日の月曜日ですので、よろしく、お願いいたします。

【 11時00分 終了 】

令和2年3月27日